

第4回上越市 ICT による情報化推進基本方針に係る有識者会議
次第

日時：令和3年6月3日（木） 15:00～17:00

場所：上越市役所 木田第1庁舎4階 401会議室

1. 開会

2. 議事

- (1) 素案修正内容の確認
- (2) 事務局質疑事項
- (3) 委員発議事項

3. その他

4. 閉会

上越市 ICT による情報化推進基本方針に係る有識者会議
委員名簿

1. 委員（50 音順）

(大)上越教育大学 教授	大森 康正 様
(株)BSN アイネット 公共事業部 特命担当部長	川崎 浩司 様
上越ケーブルビジョン(株) 代表取締役社長	齋藤 俊幸 様
(特非)上越地域活性化機構 理事・事務局長	丸田 健一 様
(共組)くびきの地理空間情報センター 理事長 兼 (株)S I C 桑原 代表取締役会長	宮下 壽幸 様

2. 事務局

上越市総務管理部 部長	笹川 正智
” 情報政策室 室長	水澤 弘光
” ” 副室長	清水 俊昭
” ” 係長	三輪 亮介
” ” 主事	阿部 龍彦

上越市ICTによる情報化 推進基本方針

改版履歴

令和XX年XX月 VER.01 _83

1.策定の目的等

- 1-1.国の取組 ...P4
(社会全体のデジタル化)
- 1-2.国の取組 ...P5
(地方自治体のデジタル化)
- 1-3.新潟県の取組 ...P6
- 1-4.これまでの市の取組 ...P7
- 1-5.ICT利活用可能性の拡大 ...P8
- 1-6.策定の目的 ...P9

2.方針等の全体像

- 2-1.「ICT」と「ICTによる情報化」 ...P11
- 2-2.上越市ICTによる情報化理念 ...P12
- 2-3.理念のイメージ ...P13
- 2-4.情報化方針等の体系 ...P14
- 2-5.情報化方針等の役割・位置づけ ...P15

3-1.市民分野・産業分野

- 3-1-1.基本方針① ...P17
行政手続等の利便性の向上
- 3-1-2.基本方針② ...P18
オープンデータの推進
- 3-1-3.基本方針③ ...P19
情報通信格差の是正

3-2.行政内部分野

- 3-2-1.基本方針④ 内部事務の効率化 ...P21
・省力化
- 3-2-2.基本方針⑤ 業務システム等の合理化 ...P22
- 3-2-3.基本方針⑥ 業務システム等の強靱化 ...P23
- 3-2-4.基本方針⑦ ICTリテラシーの向上 ...P24

3-3.各基本方針の分類と国計画等との整合

- 3-3-1.各基本方針の分類と国計画等との整合 ...P26

4.推進体制と実施計画のライフサイクル

- 4-1.推進体制 ...P28
- 4-2.実施計画登載までのフローと役割分担 ...P29
- 4-3.実施計画完了までのフローと役割分担 ...P30

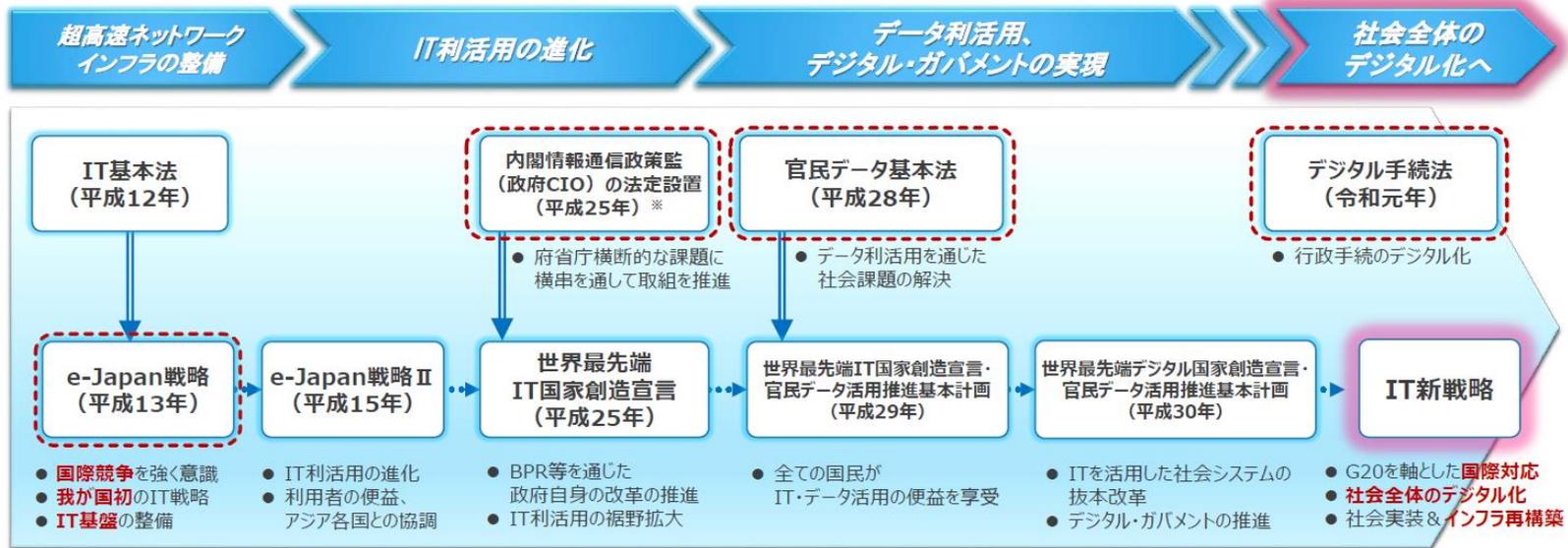


1.策定の目的等

- ◆ 平成13年1月、日本最初のIT戦略である「e-Japan戦略」が策定され、全国に超高速インターネット網が整備されて以降、平成25年6月の「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、農業、交通といった幅広い分野におけるIT利活用の取組が推進され、平成28年12月の「官民データ活用推進基本法」の制定により、データトラヒックの急増に呼応したデータの有効活用を目指した取組が進められています。
- ◆ 更に翌年、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定され、テレワークやIoTの推進、Society5.0時代のインフラである5G基盤の整備など、官民間問わず、社会全体のデジタル化を進めることとしています。

国のIT戦略の歩み(COVID-19以前)

出典: 首相官邸ホームページより



※ 内閣法等の一部を改正する法律(平成25年法律第22号)

- ◆ また、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応においては、国全体として、行政のデジタル化の遅れが指摘されるとともに、データの有効活用や制度、組織の在り方を新技術の導入に合わせて変革する、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)の必要性が認識されました。
- ◆ 国では、IT基本法を全面的に見直すとともに、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔として「デジタル庁」を設置し、社会全体のデジタル化を強力に推進することとしています。

◆ 国が社会全体のDXを目指す中、地方自治体においても、スピード感を持った対応が求められます。自治体DXを含む、これまでのデジタル化に関する議論の中で、地方自治体に関連するものは、主に次のとおりです。

①スマート自治体への転換

平成30年7月に報告書が公表された「自治体戦略2040研究会」において、今後、自治体において経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が担うべき機能を発揮できるよう、AIなどの最先端技術を積極的に利活用する「スマート自治体」への転換が提唱されました。

同研究会の議論は、「地方自治体における業務プロセスの標準化及びAI・ロボティクスの活用に関する研究会(スマート自治体研究会)」へ受け継がれ、業務システムの標準化やAI・RPAといった最先端ICT利活用など、スマート自治体を実現するための方策や国の支援策が示されました。

②官民データ活用の推進

ネットワークインフラの発展やクラウドサービス、スマートフォンの登場、IoT機器の爆発的増加、AIブームの再来などによる、いわば「データ大流通時代」が到来しており、国では、大量のデータ流通に耐えうる新たなネットワークインフラの構築を含めたデータ活用環境の整備を急ぐこととしています。

こうした状況を踏まえ、官民データ活用推進基本法第19条において、地方自治体にあっても、自らが保有するデータの効率的な活用や、これに必要となる自治体のデジタル化を目指すため、自治体版官民データ活用推進計画の策定が努力義務とされています。

③自治体DXの推進

令和2年12月の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に基づき、同月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」が策定され、自治体に対して、まずは、「デジタル技術やデータの活用による住民サービスの向上」と「デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく」取組が求められています。

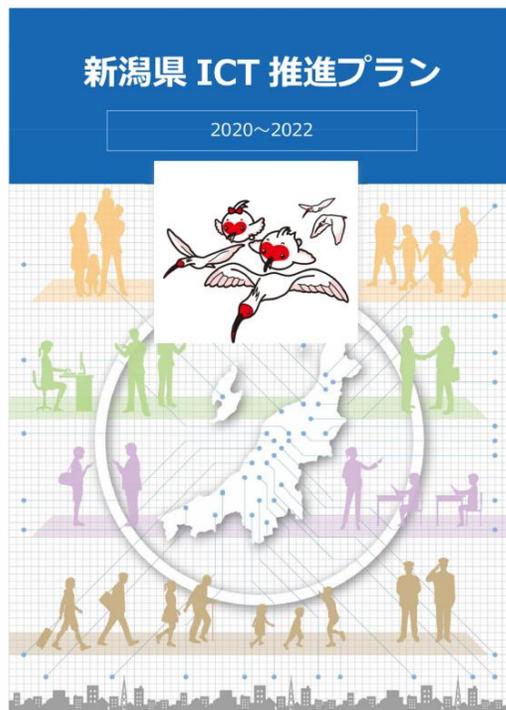
自治体DX推進計画 重点取組事項

- i.自治体の情報システムの標準化・共通化
- ii.マイナンバーカードの普及促進
- iii.自治体の行政手続のオンライン化
- iv.自治体のAI・RPAの利用推進
- v.テレワークの推進
- vi.セキュリティ対策の徹底

- ◆ 新潟県では、これまで、平成18年度の「新潟県行政情報化プラン(2006～2008)」の策定以後、宿泊施設や観光施設への無線LAN環境整備の支援など、着実な取組を進めてきました。
- ◆ また、令和2年3月策定の「新潟県ICT推進プラン(2020～2022)」では、施策全体を、持続可能な農林水産業の実現といった地域情報化と、AI利活用による業務効率化といった行政情報化に大別した上で、総合計画をICTの観点から推進することとしています。また同時に、同プランは新潟県の官民データ活用推進計画と位置付けられています。

新潟県ICT推進プラン(2020～2022)

<表紙>



2020～2022



<概要>

出典:新潟県ホームページより

計画の策定にあたって

- 〈目的・位置付け〉
 - ▶ 新潟県総合計画(2018～2024)をICT活用の観点から推進及びICT利活用の今後の展開を示す。
 - ▶ 「官民データ活用推進計画」としても位置付け
- 〈計画期間〉2020～2022年度までの3年間

マネジメント

- ▶ IT推進本部(知事(CIO)、副知事、全部局長で構成)によりPDCAを実施することで、取組を推進
- ▶ 本編に施策の方向性を掲載 計画期間の主な取組みと進捗管理は施策集により実施

本県のめざす姿

(総合計画 基本理念)「住んでよし、訪れてよしの新潟県」

総合計画	現状・課題	主な施策展開	将来像
Ⅰ 安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟 Ⅱ 地域経済が元気で活力のある新潟 Ⅲ 県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟 (性格・位置付け) 将来の目指すべき新潟県の姿 県政運営の総合的・基本的な指針となる、県の最上位の行政計画 毎年度の予算編成の基本となるもの	〈暮らし〉 より迅速で的確な防災への対応 インフラ、公共施設の老朽化 犯罪の多様化・高度化 健康・医療・介護分野データの一体的活用 子育て支援環境づくり	・総合防災情報システムの強化・公共施設データベース ・AIによる犯罪防止 ・ヘルスケア基盤・子育てに関する切れ目ない情報提供 (中長期) 遠隔診療、買物支援	安全に安心して暮らせる新潟 県民すべてが生き生きと暮らせる新潟 誰もが社会参画できる新潟
	〈産業〉 旅行者ニーズに対応した、本県の魅力とストーリーの効果的な発信 訪日外国人目線による情報発信 ICTの活用による製品の高付加価値化 労働力不足に対応した省力化 過疎地域の生活サービスの維持・充実 農業産出額の減少、高齢化	・観光情報発信の充実、多言語サイト ・AI、IoT、5G等の活用促進 ・過疎地域の交通 (中長期) 自動運転 ・スマート農業	多様な人や文化が交わる賑わいある新潟 活力ある新潟
地域ICT推進 総合計画をICT活用の観点から推進	〈教育〉 教員の指導力向上、個性や能力を伸ばす教育 いじめ防止等の支援や対策	・学力向上推進システム、教育支援システム ・SNS等による、いじめ防止 (中長期) ICT環境の整備	県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟
	行政ICT推進	〈行政〉 行政サービスの向上や効率的な行政運営(手続きのオンライン化等) ・オープンデータの推進 ・システム統合・共同化による業務最適化、コスト削減 ・働き方改革、人材育成	・行政手続きのオンライン化の推進 ・マイナンバーカードの普及促進 ・オープンデータ ・ペーパーレス化、AI・RPA活用、テレワーク ・県・市町村におけるクラウド活用 ・行政サービスを更に向上させ、効率的な行政運営を実現 ・働き方改革・行財政改革

庁内の情報化の取組

- ◆ 市では、昭和60年度の財務会計システムの導入から始まり、昭和63年度に汎用コンピュータによる住民情報システムをはじめとした基幹系業務システムの導入、平成16年度の合併に伴う各種システム統合など、内部業務を中心に順次システム整備を進めてきました。
- ◆ 合わせて、庁内インフラの整備についても、平成9年度に庁内ネットワーク、ファイルサーバを構築するとともに、グループウェア、一般職員用メールを整備することで、組織内の連携の強化を図ってきました。これと同時に、セキュリティ向上の観点から、市セキュリティポリシーに基づく内部監査を毎年実施するなど、ICT利活用の前提となる職員のセキュリティ意識の向上にも努めてきたところです。
- ◆ また近年では、業務効率の向上や働き方改革の推進に資するため、最先端ICTの導入も検討しています。
- ◆ 例えば、AIによる議事録作成支援システムについては、庁内において、把握できただけでも約20,000時間という膨大な事務コストを要していた会議録の作成事務において、令和元年度に効果検証したところ、約40%の事務量の削減効果が認められたことから、令和2年度から本格導入を行いました。
- ◆ その他、児童生徒1人1台の情報端末を整備することによる「GIGAスクール」にも取り組むこととしています。

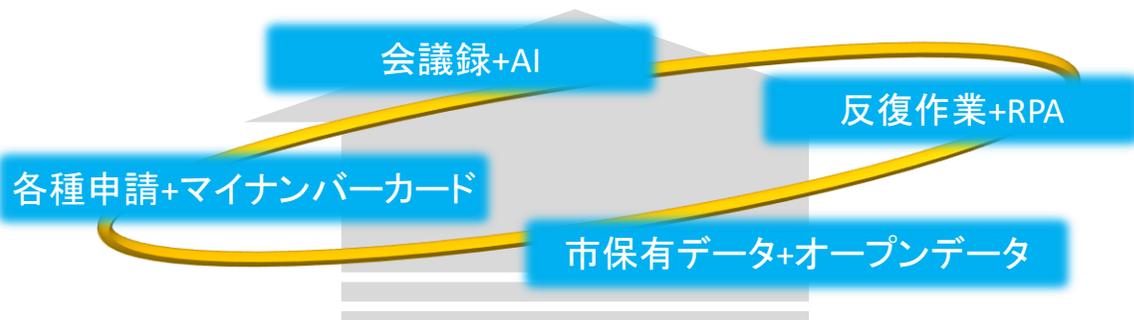
地域の情報化の取組

- ◆ 平成17年1月、平成の大合併としては全国最多となる14の市町村が合併した本市においては、地域ごとに、インターネット網など情報通信基盤の整備状況が異なっていたことから、市域内の情報通信格差の是正が喫緊の課題となっていました。
- ◆ このため、市では、平成19年3月にインフラ整備の基本方針として「情報通信基盤整備方針」を、具体的な実施計画として「情報通信基盤整備推進計画」を策定の上、14地域個別にブロードバンド、テレビ、携帯電話の利用に必要な情報通信基盤の整備を実施しました。その結果、令和2年9月現在、おおむね市内の居住地域の全域において、超高速ブロードバンド(総務省基準による)、テレビ、携帯電話が利用可能となっています。
- ◆ その他近年では、農林水産分野において、ドローンや自動給水栓などを利用したスマート農業の普及にも取り組んでいます。

- ◆ 近年、AIやIoT、5Gなどに代表されるICTの進展は目覚ましく、更には、これら新技術を基盤としたビッグデータやオープンデータの利活用など、ICT利活用による社会の豊かさの創出について、盛んに議論されています。
- ◆ 行政においても、当市が既に取り組んでいるAIによる会議録作成事務の省力化や、クラウド技術によるシステム費用の削減などの行財政改革への効果にとどまらず、マイナンバー制度の情報連携制度をフル活用することにより市民の皆さんが市に提出する添付書類を省略できるなど、市民サービスの向上も期待できます。
- ◆ このように、様々な行政課題に対し、新たな技術レベルのICTを利活用することで、行政サービスの高度化が期待できます。

～新たな技術レベルの利活用が行政サービスの高度化を導く～

- 1.一層きめ細やかな市民サービスの提供
- 2.産業への寄与
- 3.行財政改革への効果



市民サービス

(利活用例)

- ・各種申請+マイナンバーカード→電子申請
- ・各種申請+情報連携→添付書類省略
- ・市保有データ+オープンデータ

→産業活性化

行政業務

- ・会議録作成+AI→業務の省力化
- ・データ入力+RPA→業務の省力化
- ・各種システム+クラウド→システム費用削減

市民サービス

- ・光ファイバの全市敷設
→情報通信格差是正

行政業務

- ・各業務電算化
→業務の省力化

※ICT進歩→
更なるセキュリティの向上

各業務の電算化(住基、税、福祉、介護...)

ネットワーク
強靱化

インシデント
対応

教育訓練

...

地域情報化

セキュリティの確保

新技術によるサービス

既存技術によるサービス

- ◆ 前頁までのとおり、現在、国では日本全体のDXを強力に推し進めることとしており、地方自治体に対しても、6つの重点取組事項を設定し、市民の皆さんが接するシステムの画面から行政内部で使用するシステムまでを含めた総合的なデジタル化を要請しています。また、データ利活用社会の実現を念頭に置いた「自治体版官民データ活用推進計画」の策定を求めています。
- ◆ 当市においては、これまでも、庁内の電算化や地域情報化といった標準的な取組にとどまらず、AI等の最先端ICTについても、導入を検討してきました。
- ◆ 一方、現在のICTの進展は目覚ましく、革新的な新技術の社会実装が次々と進んでいます。前述したとおり、これら新技術の有効活用は、行財政改革による持続可能な自治体構築に関する取組や、市民サービスの向上に関する取組をより高いレベルに引き上げる可能性を秘めています。
- ◆ この「市民サービスの向上」「持続可能な自治体」は、市の最上位計画である総合計画をはじめとする、市全体の取組として目指すところであることを考えれば、これまで以上に積極的な取組を、全庁的に展開していく必要があります。

＜策定の目的＞

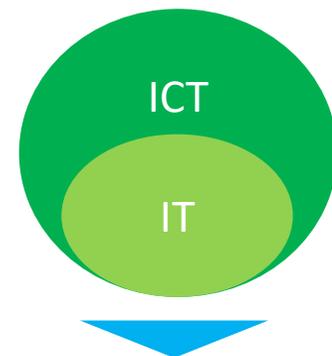
市民サービスの向上、持続可能な自治体の構築などを図るため、

- ①市のDXに関する取組その他ICT関連施策に向かう際の軸となる、行動理念と行動方針を定め、
- ②全庁的に取り組むための体制を整備する。

2.方針等の全体像

- ◆ 諸説あるものの、IT (Information Technology) とは、各種業務システムなど、情報を管理し、運用することを重視した技術を指し、ICT (Information and Communication Technology) とは、情報の管理や運用に加え、インターネット通信により、情報を共有し、伝達する技術と定義されます。(本方針では、両方の技術を合わせて「ICT」と呼びます。)
- ◆ 往々にして、「ICTを導入する」というと、技術を使うことが目的になりがちですが、定義からも分かる通り、ICTとはあくまでも技術であり、取組を進める上での前提となる環境と整理されます。
- ◆ また同様にICTの定義から、ICTを運用した結果は、情報を合理的に管理し、利活用することができる環境の構築とそれらの情報が、必要なときに、必要な人に届き、その人がその情報を容易に利活用できる環境の構築となり、当市ではこれを「ICTによる情報化」と呼びます。
- ◆ 市では、ICTによる情報化に積極的に取り組むことにより、その時点での理想の姿の実現(行政課題の解決)を図っていきます。また、ICTによる情報化の取組の推進に当たっては、その先にある目的(理想の姿の実現=行政課題の解決)の達成を強く意識し、「目的ありき」の取組を進めていきます。

ICTとはITを含む概念

ICTにより必然的に
達成される事項

||

 ICTによる情報化

【ICT】

情報を管理し、利活用する技術 (IT:Information Technology)、また、これらの情報をインターネット通信により伝達し、共有する技術 (ICT:Information and Communication Technology)

【ICTによる情報化】

- ・情報を合理的に管理し、運用することができる環境を整えること
- ・必要な情報が、必要なときに、必要な人に届き、その人がその情報を容易に利活用できる環境を整えること

理想の姿の実現=行政課題の解決=目的

～ 上越市ICTによる情報化理念 ～

情報を合理的①に管理し、利活用できる環境②を整えるとともに、必要な情報が、必要なときに、必要な人③に届き、その人がその情報を容易に利活用できる環境②を整えることで、行政課題の解決を図るため、ICTを運用④する

◆ 目的である理想の姿の実現=行政課題の解決と、手段であるICTによる情報化という関係が明確になるよう、上記のとおり、市のICT関連施策を具体的に進める上での軸となる、「上越市情報化理念」を定めます。

①について

・「合理的」とは、情報の取扱いの容易さに加え、行財政改革の視点から経済性をも念頭に置いた言葉です。

②について

・どんなに革新的なICTであっても、専門知識がなければ使用できないような複雑な技術(環境)が普及することはありません。ICTの恩恵を多くの人を受けられるよう、市では、ユーザ目線に立った取組を進めていきます。

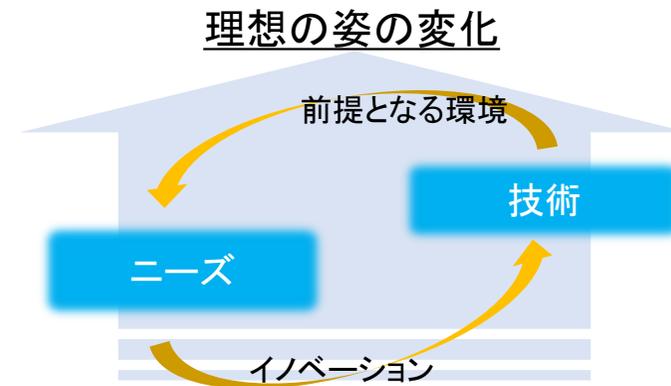
③について

・「必要な」とは、例えば、子育て世帯に対する乳幼児の予防接種に関する情報など、情報は受け取る人やタイミングによって価値が変わることを念頭に置いた言葉です。特に、「必要な人」とは、市民の皆さんに限定する趣旨ではなく、ICTは行財政改革や働き方改革にも有効な手段であることから、市役所内部において流通する情報を利用する職員をも含む趣旨です。

④について

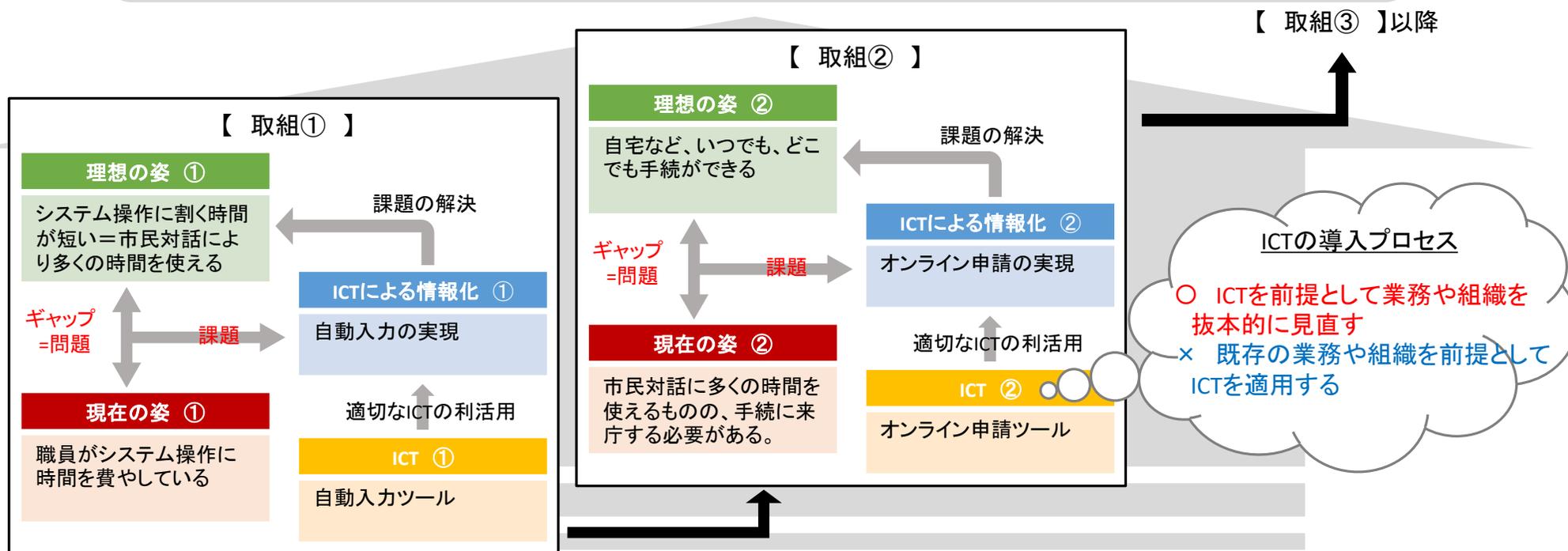
・「運用」とは、実証実験、試行運用、本格導入など、ICTの導入から廃止までの全ての段階を含みます。

- ◆ 「世界中の人々の知識を共有したい」というニーズが、イノベーションを経て地球規模でのインターネット通信を生み、インターネットを前提としてクラウドサービスなど様々なサービスが生み出されたように、ニーズと技術は関連しあいながら、社会全体の理想の姿を変化させていきます。これと同時に、行政の理想の姿も変化し続けます。
- ◆ 市では、このように技術、ニーズ両面により変化し続ける理想の姿と現在の姿とのギャップを捉え、本理念を軸に、ICTによる情報化の取組を推進していきます。

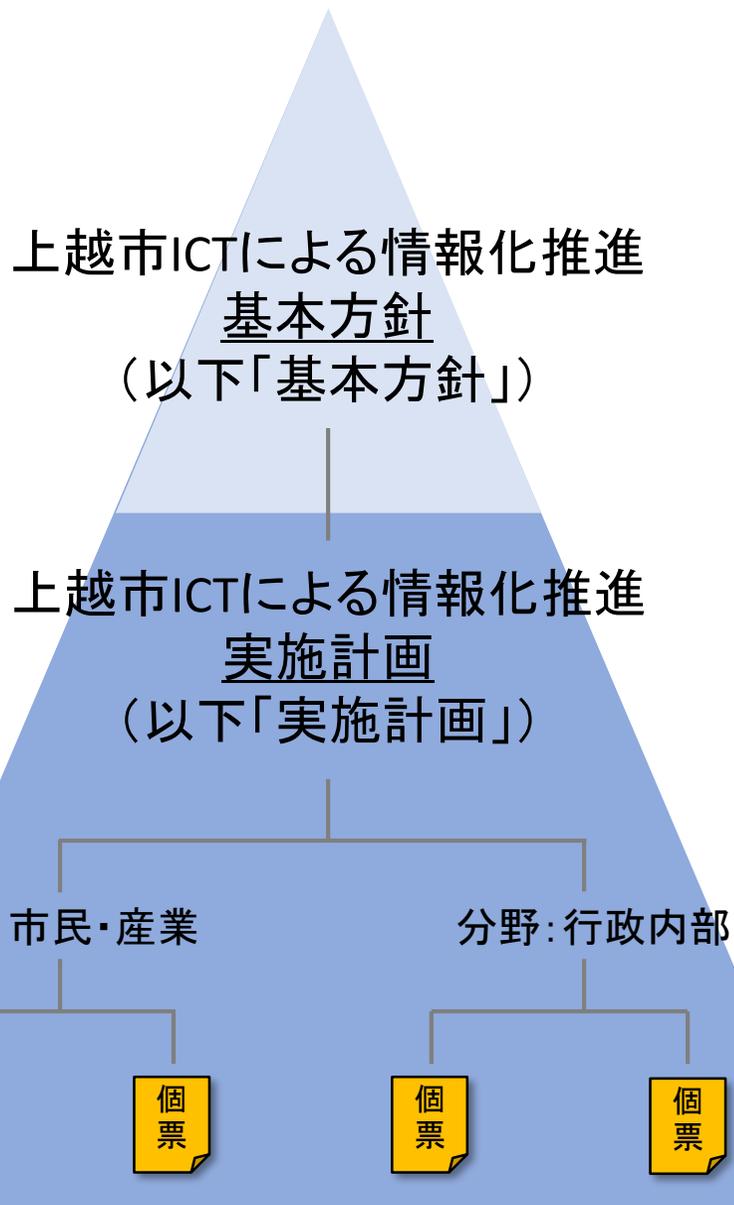


オンライン申請の例

行政サービスの高度化、行政事務の合理化



体系図

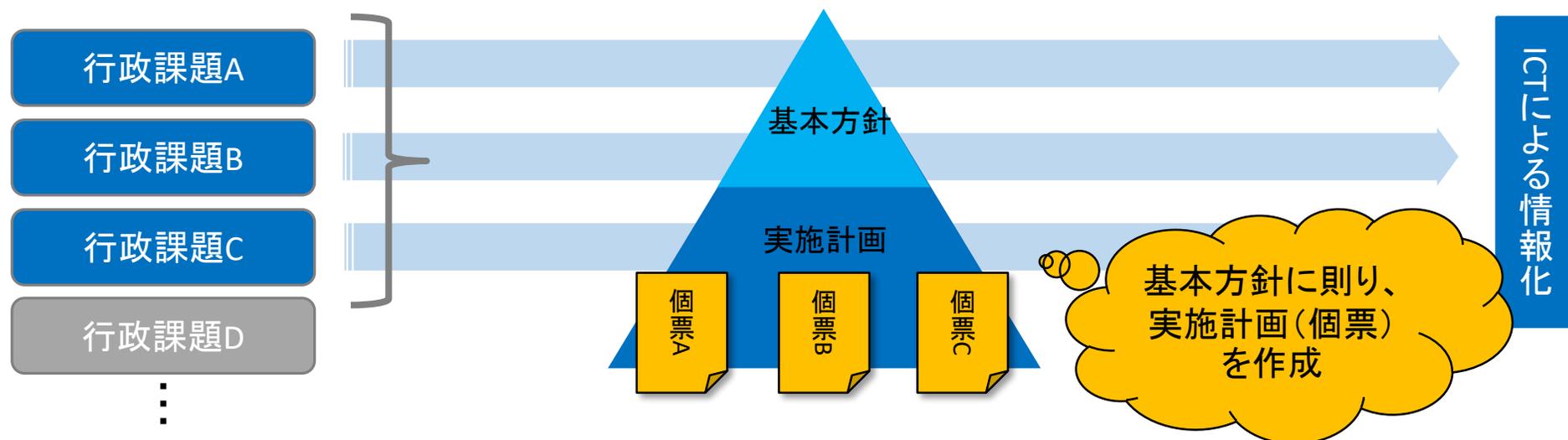


- ◆ 基本方針を上位とした2段構成とします。
 - ◆ 基本方針においては、施策を市民分野・産業分野、行政内部分野に大別した上で、それぞれの大まかな方針と重点取組事項を定めます。
 - ◆ 別に定める「上越市ICTによる情報化推進実施計画」は、基本方針の下位に当たり、具体的に進めていく施策ごとに個票を作成し、これを束ねたものです。個票は案件が発生し次第追加し、所期の目標を達成し次第完了とすることとします。
 - ◆ 基本方針は社会状況の変化に応じて柔軟に見直すこととしますが、実施計画を常に加除することができる構成とすることで、急速な発展をみせるICTの分野に対し、スピード感をもって対応していくこととします。
- ※基本方針と実施計画を合わせて、情報化方針等と呼称します。
※本方針に登載するのはあくまでも重点取組事項であり、その他施策についても、必要に応じて実施計画に登載することとします。

実施計画は、常に加除できる構成

→ 有効な技術に対して、スピード感を持って対応

- ◆ 市では、最上位計画である総合計画、これを下支えする行政改革推進計画その他各種個別計画に位置付けた上で、様々な事業を実施しています。
 - ◆ これら既に実施している事業や新たに開始する事業において、本方針に定義する、ICTによる情報化の手法により、行政課題の解決に取り組む場合には、本方針に定める理念を軸としつつ、実施計画に登載の上、計画的に推進していきます。
 - ◆ したがって、本方針のターゲットは、「ICTによる情報化」を実施する課題であり、実施計画に登載する単位についても、「解決したい行政課題」を単位として取りまとめの上、取組を進めていきます。（事業を横断する課題もあれば、単一の事業内で収まる課題もあります。）
 - ◆ また、この情報化方針等は、上越市の官民データ活用推進計画として位置付けるほか、当市の自治体DXを推進するための指針としても位置付けます。
 - ◆ 本方針は、圏域のデジタル化も対象としますが、COVID-19において明らかになったとおり、まずは行政のデジタル化が必要との考えから、行政内部分野に関する取組を中心に記載しています。今後、デジタル化の進展に伴い、柔軟に見直すこととします。
- ※ なお、取組の推進に当たっては、総合計画を下支えしている行政改革推進計画とも整合を図るほか、市セキュリティポリシーその他関連規程を遵守することとします。



3-1.市民分野・産業分野

考え方

- ◆ 感染症状況下のみならず、仕事や学校などで来庁が難しい市民の皆さんに対しても、必要な行政サービスを滞りなく提供するためには、行政手続等の手法を充実させる取組を推進する必要があります。
 - ◆ まず、オンライン申請については、これまで図書館図書貸出予約などの件数が多い手続を中心にオンライン化を実施してきましたが、今後は一層幅広い手続についても、拡充を検討していく必要があります。また、対面申請にあっても、マイナンバー制度の情報連携をフル活用し、市民の皆さんが市に提出する書類を少しでも省略することができるよう、検討を進めていきます。
 - ◆ その他、行政手続の前段階に当たる行政相談についても、例えば区総合事務所にいながら木田庁舎へ相談ができる、「オンライン行政相談」の実現などについて、実現の可否を含め検討を進めます。
- ※ 推進に当たっては、個人情報などのセキュリティに配慮するとともに、行政事務の効率化にも繋がるよう、業務システムの整備やシステムを活かした業務手法への再構築などトータルでの検討を進めていきます。

基本方針

1. オンライン申請の適用範囲の拡大を推進
2. 対面申請であっても、添付資料の省略による手続の簡素化を推進
3. オンラインを利用した窓口支援の検討

重点取組事項

1. オンライン申請の導入
 - ・ マイナンバーカードの普及促進
 - ・ オンライン申請の導入を検討(マイナポータルの利用含む。)
 - ・ 押印の必要性を含めた庁内文書事務の整理
2. 情報連携制度の積極的な活用
 - ・ 番号法により規定された情報連携の徹底活用
 - ・ 独自利用事務の利活用の拡大
3. オンライン窓口支援
 - ・ 各区総合事務所から木田庁舎や他の総合事務所へのオンライン相談の環境構築を検討

考え方

- ◆ 行政が保有するデータは、市民を含む、市全体の共有財産であるとともに、これらデータの利活用は、多様なサービスの創出や社会的課題の解決に繋がる可能性があります。
- ◆ 市では、国が平成29年5月に策定した「オープンデータ基本指針」と同様の考え方から、産業活性化や行政の高度化などを目指し、平成28年8月に市ホームページにオープンデータカタログサイトを開設しました。同サイトでは、統計情報や市が保有する公共施設といった基礎的な情報のほか、市の各種計画などをオープンデータとして公表しています。
- ◆ ポータルサイト開設後、データの種類や数の増加に努めてきましたが、オープンデータの意義は公共データの利活用による市民活動や産業活動などの高度化にあることを考えれば、より直接的に、市民の皆さんや事業者の皆さんが求めているデータを公表するなど、データの「質」も重視すべきです。
- ◆ このような「高品質なオープンデータ」という観点からは、利用者ニーズを反映したデータとする取組のほか、公表するデータが一層容易に利用できるよう機械判読性の高さに配慮する、広域に利用されやすいよう市ホームページ以外のデータカタログサイトへの掲載を検討するなどの取組も欠かせません。
- ◆ 市では、個人情報などの権利保護にも配慮しつつ、利用者目線に立った取組を推進します。

基本方針

1. 利用者ニーズを反映した「高品質なオープンデータ」の公表を推進
2. より利用しやすいデータ形式で、より利用しやすい方法での公表を推進

重点取組事項

1. 利用者ニーズの反映
 - ・ オープンデータの主たる利用者である事業者からのニーズの把握と実現可否の検討
2. 利用しやすいオープンデータ
 - ・ 「5つ星の指標」における、第3段階以上のデータ形式によるオープンデータを推進
 - ・ 即時性に配慮した情報や地理情報システム上での視覚的な情報の公表を検討

公表フロー

考え方

- ◆ 令和2年3月に商用展開が開始された「5G」は、生産年齢人口をはじめとした社会資源の制約が顕著な地方においてこそ、医療や教育などの分野において地域社会を支える役割が期待されますが、広域展開に向けては多くのアンテナ基地局を必要とするなどの理由から、社会全体として、まずは採算ベースでのコスト回収が可能な通信事業者による整備や、工場内など局所的に5Gネットワークを構築する「ローカル5G」による展開が進められる予定です。
- ◆ 新潟県では、アンテナ基地局設置を促進すべく、当市を含む県内各自治体の相談窓口をホームページ上で公開するなど、事業者の参入を促す取組を進めていることから、市においてもまずは、事業者が当市圏域に参入しやすいよう、必要な情報を提供するなど、新潟県と歩調を合わせた取組を進めていきます。
- ◆ また、社会全体の急速なデジタル化に合わせ、スマートフォンをはじめとした情報通信機器の保有率は継続的に上昇してきましたが、その中にもあっても、より多くの人々がデジタル技術の恩恵を受けることができるよう、個人のデジタル技術に対する興味や理解度に差があることを前提とした取組が求められます。
- ◆ このため、市では、市民の皆さんが利用するツールの選定に当たっては「容易に使えること」を重視するとともに、そのツールの使い方を丁寧に周知するなど、ソフト面での情報通信格差是正を意識した取組を進めます。

基本方針

1. 新潟県と歩調を合わせ、事業者が参入を検討しやすい環境を構築
2. ツールの選定要件は「容易に使えること」(丁寧な周知にも努める)

重点取組事項

1. ハード面
 - ・ 当市の公共施設リストのオープンデータ化の手法を検討
 - ・ 情報通信基盤を整備する主体となる事業者への要望活動や事業者と連携した取組の実施
2. ソフト面
 - ・ スマートフォンなど多くの人々が既に保有している情報通信機器やツールの利活用などの検討

3-2.行政内部分野

考え方

- ◆ 市では、これまでも行政サービスの向上を目指した様々なまちづくりの取組を進めるため、安定的な行財政基盤の確立に力を入れてきましたが、今後についても人口減少傾向が続き、これに伴い更に厳しさが増すと予想される自治体経営を念頭に置けば、今後一層の人的、財政的な経営資源の制約が予想されます。
- ◆ このような状況の中であっても、高品質な行政サービスを提供し続けていくためには、個々の職員や組織全体の生産性を向上させる取組が欠かせません。ICTには、RPAに代表されるように、これまでは職員が行っていた業務を自動化することより、人が意思形成などの人にしかできない業務に注力できる環境を作る効果も期待できます。
- ◆ 市では、ICTを利活用した生産性向上の取組について、積極的に取り組んでいきます。また、生産性向上の効果を一層発揮するため、導入するICTの効用を最大化するよう、業務形態を工夫するなど、業務手法の見直しをセットとして取り組んでいきます。

基本方針

1. RPA、議事録作成支援システムの適用範囲の拡大などによる業務の自動化の推進
2. ICTを活かした業務手法への見直しと有効な技術の積極的導入

重点取組事項

1. RPA、議事録作成支援システム
 - ・ 財務会計システムを使用する各種業務に対するRPA適用の検証
 - ・ 議事録作成支援システムを適用する会議の拡大
(合わせて、システムの効用最大化のため、全文起こし形式での会議録公開を推進)
2. 業務手法の見直しと有効な技術の積極的導入
 - ・ EBPMの観点から、政策立案に必要なデータに職員がアクセスしやすい環境の構築を検討
 - ・ 国や県の動向や、民間事業者からの情報収集と効果検証

考え方

- ◆ 市では、現在、40を超える業務システムを運用していますが、業務を基準としたシステム構築やカスタマイズ（改修）の多用など、いわば「個別最適」の状態にあり、契約本数の増大による事務負担の増高や制度改正の都度必要となるメンテナンス費用の増高を招いています。更に、このことは、システム間でのデータ連携を困難なものとし、市民の皆さんが行う手続の煩雑さの一因となっています。
- ◆ 今後、市民の皆さんが行う手続の簡素化や政策立案に有効なデータへのアクセス環境の整備を図るため、また、持続可能な行財政基盤の確立のためにも、これまでの個別最適の状態から脱却し、「全体最適」化を進める必要があります。
- ◆ 一方、国においても、同様の問題意識から、基幹系業務システムの仕様の標準化を進めており、今後自治体が使用する業務システムについては、ノンカスタマイズでの運用に統一される見込みです。また、複数自治体での業務システムの共同利用や、国が構築する「Gov-Cloud」上での共通化についても議論されています。
- ◆ 市では、国の議論の流れも注視しつつ、全体最適化を前提とした業務システム等の合理化を推進します。

基本方針

1. 基幹系業務システムその他業務システムの標準化・ノンカスタマイズ運用の推進
2. クラウド・バイ・デフォルトの原則の徹底
3. 自治体クラウドの検討・推進

重点取組事項

1. 標準化・ノンカスタマイズ運用の推進
 - ・ 国が推進する基幹系17業務システムの標準化、その他システムのノンカスタマイズ運用を実施
2. クラウド・バイ・デフォルト
 - ・ 基幹系17業務システムその他システムのSaaS利用を検討
3. 自治体クラウド
 - ・ 基幹系17業務システムについて、複数自治体での共同利用を検討

考え方

- ◆ 市ではこれまでも、業務システムやネットワークの二重化を図ってきたほか、平成29年度からは、住民記録、税、福祉といった市民サービスの提供に直接関係する各基幹系業務システムについて、堅牢な庁外のデータセンターでの運用を開始し、これら基幹系業務システム内のデータについては毎日バックアップを取るなど、セキュリティレベルの向上やBCPを意識したシステム体系の構築に努めてきました。
- ◆ 一方、COVID-19対応において、社会全体として、非対面などの感染症対策を適切に講じつつも、安定した行政サービスを継続的に提供するため、分散勤務やオンライン会議の実現といった、執務室外でも業務を可能とすることなど、柔軟な執務環境の構築の必要性も認識されたところです。
- ◆ 当市においても、今後、感染症対応などの分散勤務時を含め、様々な執務体制を見据えた上で、必要な市民サービスを安定して提供することができる環境を構築すべく、改めてシステムや端末の在り方を見直していく必要があります。
- ◆ 更に、前頁のクラウド・バイ・デフォルトの原則の徹底については、データへのアクセス環境の合理化という観点のみならず、堅牢なデータセンターでの運用を拡大することから、強靱化という観点においても必要な取組となります。

基本方針

1. 様々な執務体制の確保に資する業務システムや端末の整備
2. クラウド・バイ・デフォルトの原則の徹底(再掲)

重点取組事項

1. 業務システムや端末の整備、2. クラウド・バイ・デフォルト
 - ・ 庁舎外から庁内の情報系ネットワークにアクセス可能な環境の構築
 - ・ 対面によることを必要としない、オンライン会議環境の構築
 - ・ 電子決裁を含めた文書管理事務のデジタル化を検討
 - ・ 基幹系17業務システムその他システムのSaaS利用を検討(再掲)

考え方

- ◆ 市ではこれまで、新規採用職員に対する研修や全職員を対象としたeラーニング、課長級職員研修など、主にセキュリティに関する研修の機会を設けてきました。
- ◆ しかしながら、多様化する行政業務への対応や持続可能な自治体の構築の必要性を考えれば、職員研修は、既存業務システムの運用管理といった、いわば維持管理の視点から、ICTによる情報化による業務課題の解決(情報化企画)といった利活用の視点にシフトしていく必要があります。
- ◆ このように、自治体に求められる知識や技術が多様化していくことへの対応として、今後は、企画立案や表計算などの基礎的なツールの利用に関する職員研修の機会の充実を図るほか、システムの運用や保守といった高い専門知識が必要とされる分野を中心に、これまで以上に多くの業務を外部委託する検討も必要となります。

(今後の研修内容)



基本方針

1. 情報セクションのICTによる情報化企画力の向上に向けた取組を推進
2. 各課等の企画力向上、基礎的なツールの活用力向上に向けた取組を推進
3. 委託の範囲を検討

重点取組事項

1. 情報セクション
 - ・ 全庁的な課題の解決に資する企画立案の研修の設置を検討
2. 各課等
 - ・ 文書作成や表計算など、基礎的なツールの技術向上のための研修の設置を検討
 - ・ 自部署の課題の解決に資する企画立案の研修の設置を検討
3. 外部委託
 - ・ 現在、運用管理に偏っている委託範囲を、職員の企画立案に伴う技術的な支援への変更を検討

3-3.各基本方針の分類と国計画等との整合

- ◆ 本方針に記載する各基本方針の分類と国計画等との関連は以下のとおりです。
- ◆ 例えば、「行政手続の利便性向上」の取組は、申請データがデジタル化することから、申請を受ける市の事務の合理化にも資する取組ですが、あくまでも市民の皆さんの利便性向上を主眼とする取組であることから、「市民分野・産業分野」に分類することとします。

情報化方針等上の分類

	市民分野・産業分野	行政内部分野	官民データ ※1	自治体DX ※2
基本方針① 行政手続等の利便性向上	市民・産業		a、c	ii、iii
基本方針② オープンデータの推進	市民・産業		b	—
基本方針③ 情報通信格差の是正	市民・産業		d	viii
基本方針④ 内部事務の効率化・省力化		行政内部	e	iv
基本方針⑤ 業務システム等の合理化		行政内部	e	i
基本方針⑥ 業務システム等の強靱化		行政内部	e	v、vi
基本方針⑦ ICTリテラシーの向上		行政内部	e	—

※1 官民データ活用推進計画としての主な取組事項

a.手続における情報通信の技術の利用等に係る取組(オンライン化原則) b.官民データの容易な利用等に係る取組(オープンデータの推進) c.個人番号カードの普及及び活用に係る取組(マイナンバーカードの普及・活用) d.利用の機会等の格差の是正に係る取組(デジタルデバインド対策等) e.情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組(標準化、デジタル化、システム改革、BPR)

※2 自治体DX推進計画に掲げる取組事項

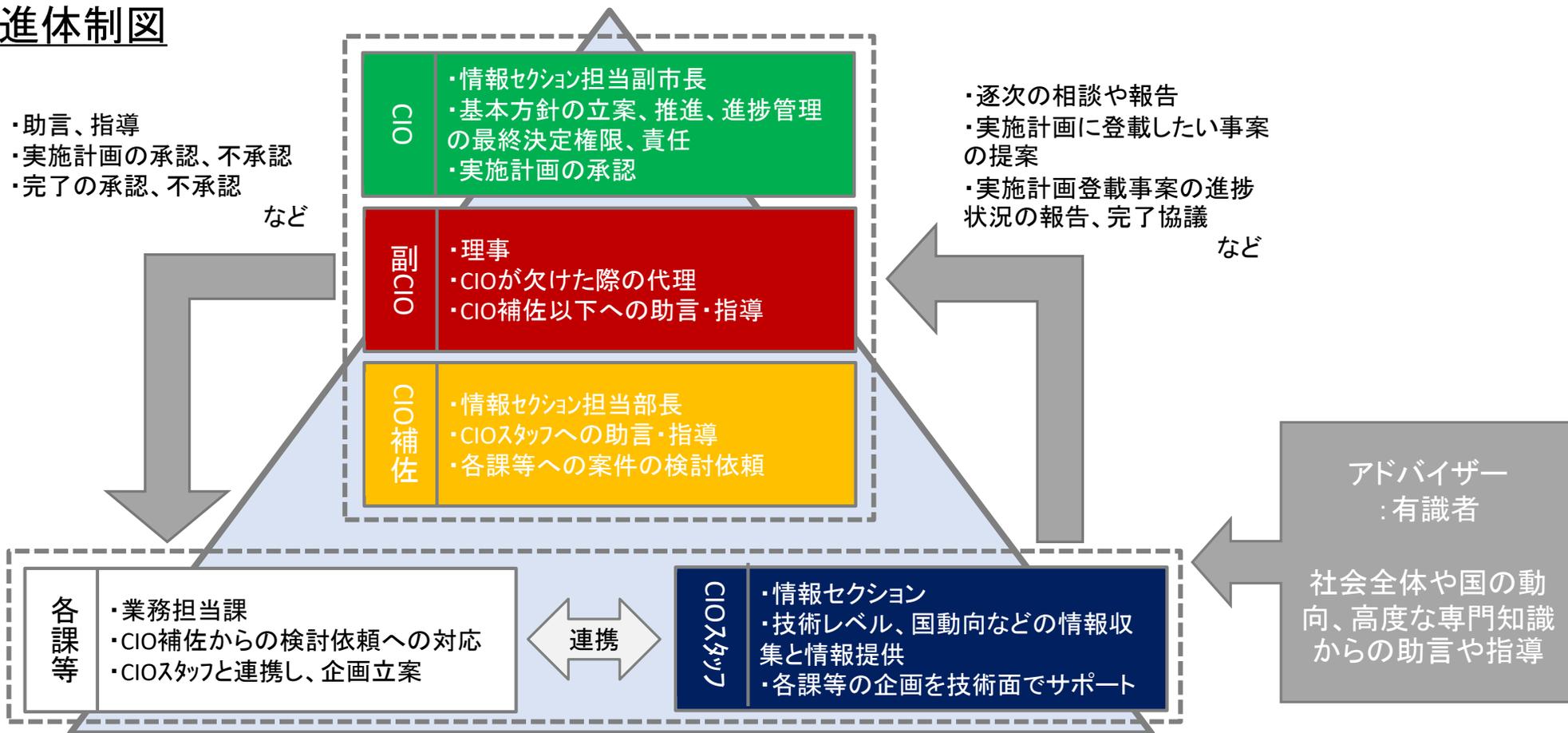
【重点取組事項】i.自治体の情報システムの標準化・共通化 ii.マイナンバーカードの普及促進 iii.自治体の行政手続のオンライン化 iv.自治体のAI・RPAの利用推進 v.テレワークの推進 vi.セキュリティ対策の徹底

【取組事項】vii.地域社会のデジタル化 viii.デジタルデバインド対策

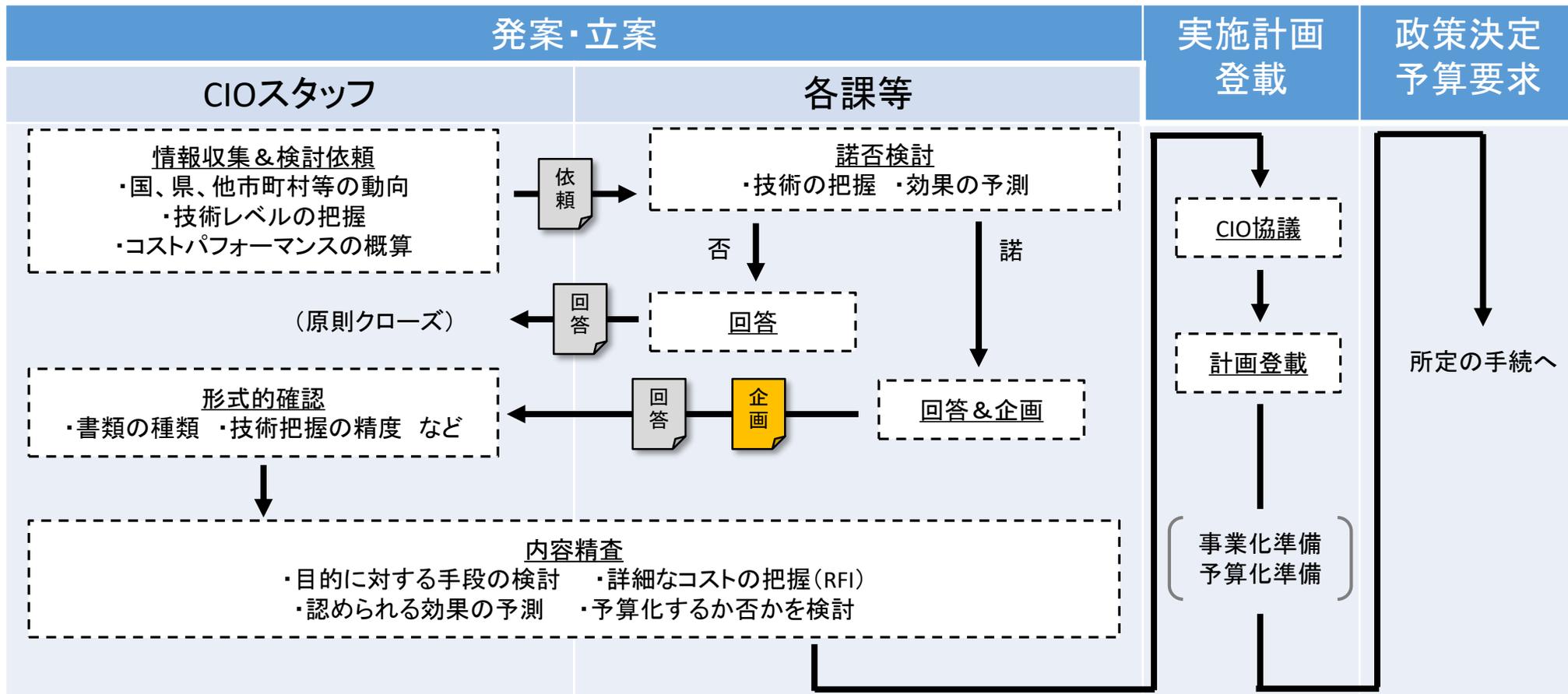
4. 推進体制と実施計画のライフサイクル

- ◆ 社会情勢を適切に反映した上で、本方針に掲げる重点取組事項をはじめとした個別の実施計画を着実に推進するための体制を新たに整備します。
- ◆ 情報セクション担当副市長をCIO(最高情報責任者)とし、理事を副CIOとし、担当部長をCIO補佐とします。情報セクションはCIOスタッフとして、実務を担うこととします。また、社会状況の変化に応じて、有識者から、社会全体や国の動向を踏まえた上で、高度な専門知識による助言や指導を受けることを検討します。
- ◆ それぞれの役割は以下のとおりですが、実施計画に登載する事案や進捗状況については、逐次、CIOスタッフから協議の上、助言や指導を受けるなど、連絡を密にすることとします。

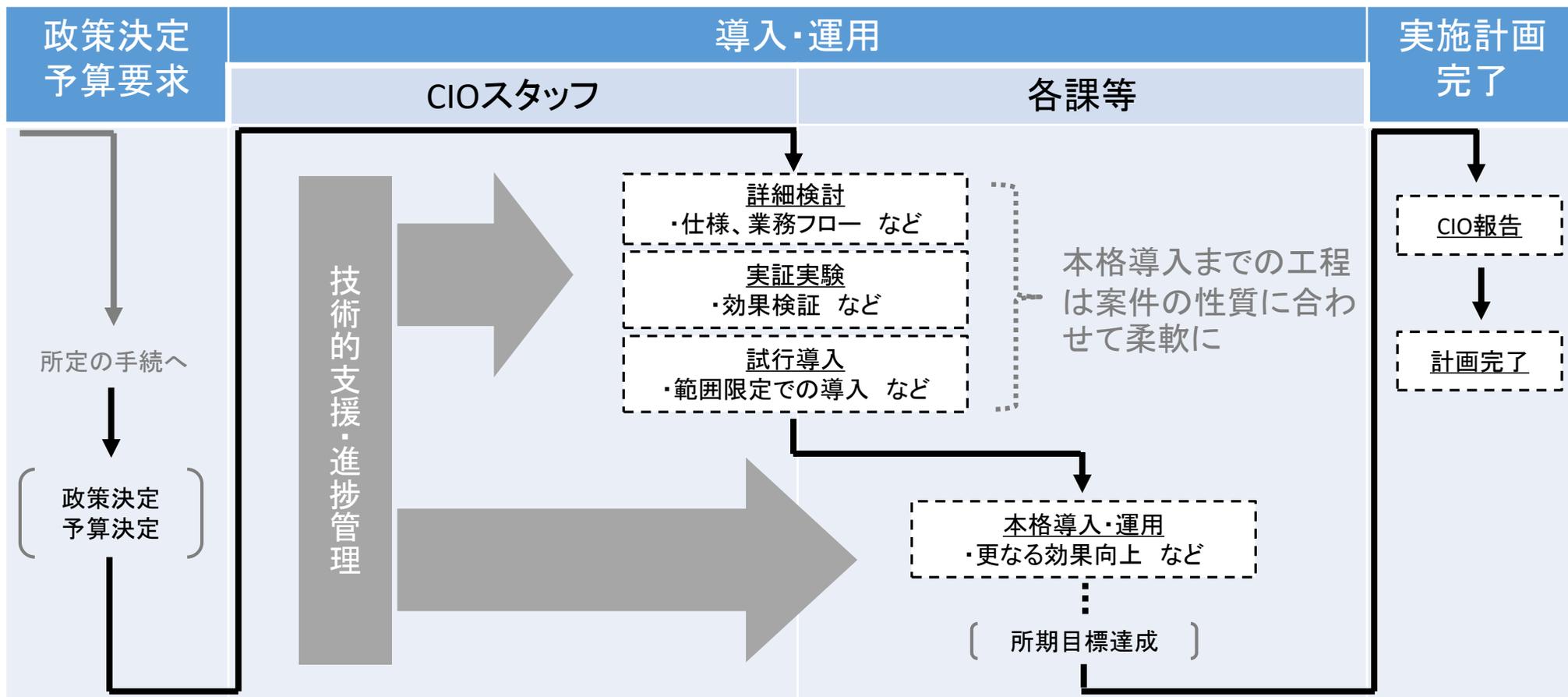
推進体制図



- ◆ 日々新たなICTが開発される中、当市の課題解決に対して有効と思われる技術を幅広く検討するため、担当課による発案だけでなく、CIOスタッフから担当課に検討を依頼するフローを構築します。
 - ◆ CIOスタッフは、最先端ICTについて技術面から、当市の課題解決に対する有効性を一定程度研究した上で、担当課に検討を依頼します。検討を受けた担当課は、諾否を回答し、検討を行う場合はCIOスタッフと連携して企画を立案します。
 - ◆ 事業化や予算化は、原則として、各課等の事務事業として実施し、CIOスタッフがRFI(情報提供依頼)や仕様確定などの際に技術的な支援を実施します。
- ※ 担当課による発案の場合であっても、CIOスタッフが協力して立案を行います。



- ◆ 政策決定後から計画完了までのフローを定めます。
- ◆ 既存のシステムの更新については、調達を経て即座に本格運用を開始することが多いですが、新たなICTの運用を開始する場合は、詳細検討後、実証実験や試行導入を経て本格導入に至るケースが想定されます。（本格導入までの工程は、案件の緊急度や目的などから柔軟に構築する必要があります。）
- ◆ 特に詳細検討から試行導入までについては、仕様の検討やその仕様に合わせた業務フローを構築する必要があることから、CIOスタッフが技術的な支援を実施します。また、詳細検討から試行導入までを含み、所期の目標を達成するまでは、CIOスタッフが進捗管理を行い、目標を達成した段階で、CIOに報告した上で、計画完了とします。



上越市ICTによる情報化推進基本方針
(令和xx年xx月xx日策定)

発行 新潟県上越市

編集 上越市総務管理部総務管理課 情報政策室

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>



素案の改訂箇所

No.	改版前ver.	改版後ver.	改版動機	ページ	改版前	改版後	改版理由
1	_62	_63	第2回有識者会議	11	「情報化」	「ICTによる情報化」	第2回有識者会議における、「情報化」という言葉に既に人それぞれの異なる定義があるとの指摘を受け
2	_63	_83	第3回有識者会議	17	※ 推進に当たっては、同時に行政事務の効率化にも繋がるよう、バックヤードのシステムの整備を含めたトータルでの検討を進めています。	※ 推進に当たっては、個人情報などのセキュリティに配慮するとともに、行政事務の効率化にも繋がるよう、業務システムの整備やシステムを活かした業務手法への再構築などトータルでの検討を進めています。	第3回有識者会議における、市民の皆さんからお預かりする申請データなどを置く場所へのセキュリティ要件に関する議論を受け
3	_63	_83	第3回有識者会議	18	2. 利用しやすいオープンデータ ・ 「5つ星の指標」における、第3段階以上のデータ形式によるオープンデータを推進 ・ 政府カタログサイト「DATA.GO.JP」などへのオープンデータの掲載を検討	2. 利用しやすいオープンデータ ・ 「5つ星の指標」における、第3段階以上のデータ形式によるオープンデータを推進 ・ 即時性に配慮した情報や地理情報システム上での視覚的な情報の公表を検討	第3回有識者会議における、地理空間情報と関連した情報の公表、即時性に配慮した情報の公表に関する議論を受け
4	_63	_83	第3回有識者会議	21	2. 有効な技術の積極的導入 ・ 国や県の動向や、民間事業者からの情報収集と効果検証 ※ 担当課が取組をイメージしやすいよう、事例集を展開	2. 業務手法の見直しと有効な技術の積極的導入 ・ EBPMの観点から、政策立案に必要なデータに職員がアクセスしやすい環境の構築を検討 ・ 国や県の動向や、民間事業者からの情報収集と効果検証	第3回有識者会議における、庁内データの庁内における政策立案への利活用環境の構築に関する議論を受け
5	_63	_83	第3回有識者会議	19	－	(刷新)	第3回有識者会議における、ソフト面での取組の議論を受け、また、キャリア5Gだけでなくローカル5Gの要請を受け
6	_63	_83	庁内意見照会	9	◆ この「市民サービスの向上」「持続可能な自治体」は、市の最上位計画である総合計画が目指すところであることを考えれば、これまで以上に積極的な取組を、全庁的に展開していく必要があります。	◆ この「市民サービスの向上」「持続可能な自治体」は、市の最上位計画である総合計画をはじめとする、市全体の取組として目指すところであることを考えれば、これまで以上に積極的な取組を、全庁的に展開していく必要があります。	「第6次総合計画では、「市民サービスの向上」「持続可能な自治体」を直接的には掲げておらず、行政改革推進計画、財政計画、定員適正化計画等の各種計画が一体となって実現されるものである」との庁内からの意見を受け
7	_63	_83	庁内意見照会	9	①市のDXに関する取組その他ICT関連施策に向かう際の軸と今後の方向性を定め、	①市のDXに関する取組その他ICT関連施策に向かう際の軸となる、行動理念と行動方針を定め、	目標の設定や、今後具体的に検討を進めるICTを明記すべきではないかの庁内からの意見を受け
8	_63	_83	庁内意見照会	15	－	◆ 本方針は、圏域のデジタル化も対象としますが、COVID-19において明らかになったとおり、まずは行政のデジタル化が必要との考えから、行政内部分野に関する取組を中心に記載しています。今後、デジタル化の進展に伴い、柔軟に見直すこととします。	圏域のデジタル化に関する言及が少ないのではないかの庁内からの意見を受け、本方針の主眼を明らかにするため。
9	_63	_83	庁内意見照会	22	◆ 市では、現在、xxを超える業務システムと付随する印刷業務委託などを運用していますが、業務を基準としたシステム構築や、カスタマイズの多用など、いわば「個別最適」の状態にあるといえます。また、このことが仕様の不統一に伴うデータ連携の不具合や契約本数の増大による事務負担の増高、更には制度改正の都度必要となるカスタマイズ部分へのメンテナンス費用の増高を招いているといえます。 ◆ 今後、安定した行財政基盤の確立に向けた一層の取組を進める必要があることを考えれば、システム体系に関しても、これまでの個別最適の状態から脱却し、「全体最適」化を進める必要があります。	◆ 市では、現在、40を超える業務システムを運用していますが、業務を基準としたシステム構築やカスタマイズ（改修）の多用など、いわば「個別最適」の状態にあり、契約本数の増大による事務負担の増高や制度改正の必要となるメンテナンス費用の増高を招いています。更には、システム間でのデータ連携を困難なものとし、市民の皆さんが行う手続の煩雑さの一因となっています。 ◆ 今後、市民の皆さんが行う手続の簡素化や政策立案に有効なデータへのアクセス環境の整備を図るため、また、持続可能な行財政基盤の確立のためにも、これまでの個別最適の状態から脱却し、「全体最適」化を進める必要があります。	・ 「付随する印刷業務」は一般市民からみれば分かりづらい用語であるとの庁内意見を受け ・ システム体系の合理化を進める目的について、メンテナンスコストなどの経済的合理性以外の点についても触れるべきとの庁内からの意見を受け

10	_63	_83	庁内意見照会	23	<p>◆ 市ではこれまでも、業務システムやネットワークの冗長化を図ってきたほか、平成29年度からは、住民記録、税、福祉といった市民サービスの提供に直接関係する各基幹系システムについて、堅牢な庁外のデータセンターでの運用を開始し、これら基幹系システム内のデータについては毎日バックアップを取るなど、セキュリティレベルの向上やICT-BCPを意識したシステム体系の構築に努めてきました。</p> <p>◆ 一方、COVID-19対応においては、国全体として、非対面などの感染症対策を適切に講じつつも、安定した行政サービスを継続的に提供するため、分散勤務やウェブ会議の実現など、ICT活用による非常時への備えの重要性が改めて認識されてきました。</p> <p>◆ 本市においても、今後、感染症対応時など、職員が分散して勤務せざるを得ない状況や対面での協議が困難な状況を想定した上で、そのような状況の中であっても必要な市民サービスを提供するという観点から、改めてシステムや端末の在り方を見直していく必要があります。</p> <p>◆ また、この取組は結果的に、今まで庁内の自席に限られていたPCを使った執務を庁外においても可能とするための環境整備の取組ともなるため、柔軟な働き方の実現を検討する上でも必要な環境整備といえます。</p>	<p>◆ 市ではこれまでも、業務システムやネットワークの二重化を図ってきたほか、平成29年度からは、住民記録、税、福祉といった市民サービスの提供に直接関係する各基幹系業務システムについて、堅牢な庁外のデータセンターでの運用を開始し、これら基幹系業務システム内のデータについては毎日バックアップを取るなど、セキュリティレベルの向上やBCPを意識したシステム体系の構築に努めてきました。</p> <p>◆ 一方、COVID-19対応において、社会全体として、非対面などの感染症対策を適切に講じつつも、安定した行政サービスを継続的に提供するため、分散勤務やオンライン会議の実現といった、執務室外でも業務を可能とすることなど、柔軟な執務環境の構築の必要性も認識されたところであります。</p> <p>◆ 本市においても、今後、感染症対応などの分散勤務時を含め、様々な執務体制を見据えた上で、必要な市民サービスを安定して提供することができる環境を構築すべく、改めてシステムや端末の在り方を見直していく必要があります。</p> <p>◆ 更に、前頁のクラウド・バイ・デフォルトの原則の徹底については、データへのアクセス環境の合理化という観点のみならず、堅牢なデータセンターでの運用を拡大することから、強靱化という観点においても必要な取組となります。</p>	強靱化と柔軟な環境構築の関係性が見えづらいとの庁内意見を受け
11	_63	_83	庁内意見照会	23	(基本方針) 1. 非常時に強い業務システムや端末の整備 2. 柔軟な働き方を可能とする業務システムや端末の整備	(基本方針) 1. 様々な執務体制の確保に資する業務システムや端末の整備 2. クラウド・バイ・デフォルトの原則の徹底（再掲）	〃
12	_63	_83	庁内意見照会	全体	-	用語集を作成 (書き下した用語) p7 「オフィスコンピュータ」「超高速ブロードバンド」 p9 「インターフェース」「バックオフィス」 p22 「パッケージ」 p23 「冗長化」 p24 「基礎アプリケーション」「アウトソーシング」 p29 「RFI」	市民の方になじみのない用語への対処が必要との庁内からの意見を受け
13	_63	_83	事務局による見直し	7	-	(従前、時系列に並んでいた項目を「庁内の情報化」「地域の情報化」の順に変更) 近年の取組の例示を母子健康アプリ・コンビニ交付からスマート農業・GIGAスクールに変更	例示を最新のものとするため。
14							
15							

基幹系システム標準化と個人情報保護について

- ・先の国会において、システム標準化法案も含めたデジタル改革関連6法案が可決・成立する見通しとなりました。
- ・ただし、本法案には附帯決議が付され、特に個人情報保護の観点において慎重な対応が求められています。
- ・当市では従前よりマイナンバー利用系（基幹系）とその他系統との接続や情報のやりとりについては、情報セキュリティ基本方針、要綱（情報セキュリティポリシー）を整備し、個人情報保護条例も含めた厳格なルールのもと、取り扱いを徹底しているところですが、今後、基幹系システムの標準化が進むことに伴い、これらを遵守することのほか、対応が必要な点、留意すべき点がないか、委員皆さまのご意見を伺います。

※併せて、今後ICTによるデータの利活用を進めていく前提の中で、市民の皆様にご安心していただくためには行政（市）がどのようなことを周知していく必要があるか、といった視点からのご意見をいただきたく存じます。

匿名加工情報について

- ・オープンデータにも関連して、国では匿名加工情報の利活用も従前から進めているところです。
- ・当市としては基幹系システムの刷新に合わせ、例えばワンクリックで市有情報を匿名加工する機能を持たせ、その加工済みデータを公表する、というような運用を考えておりますが、この際、気を付けなければならない点など、幅広くご教示願います。

業務システム等の強靱化について

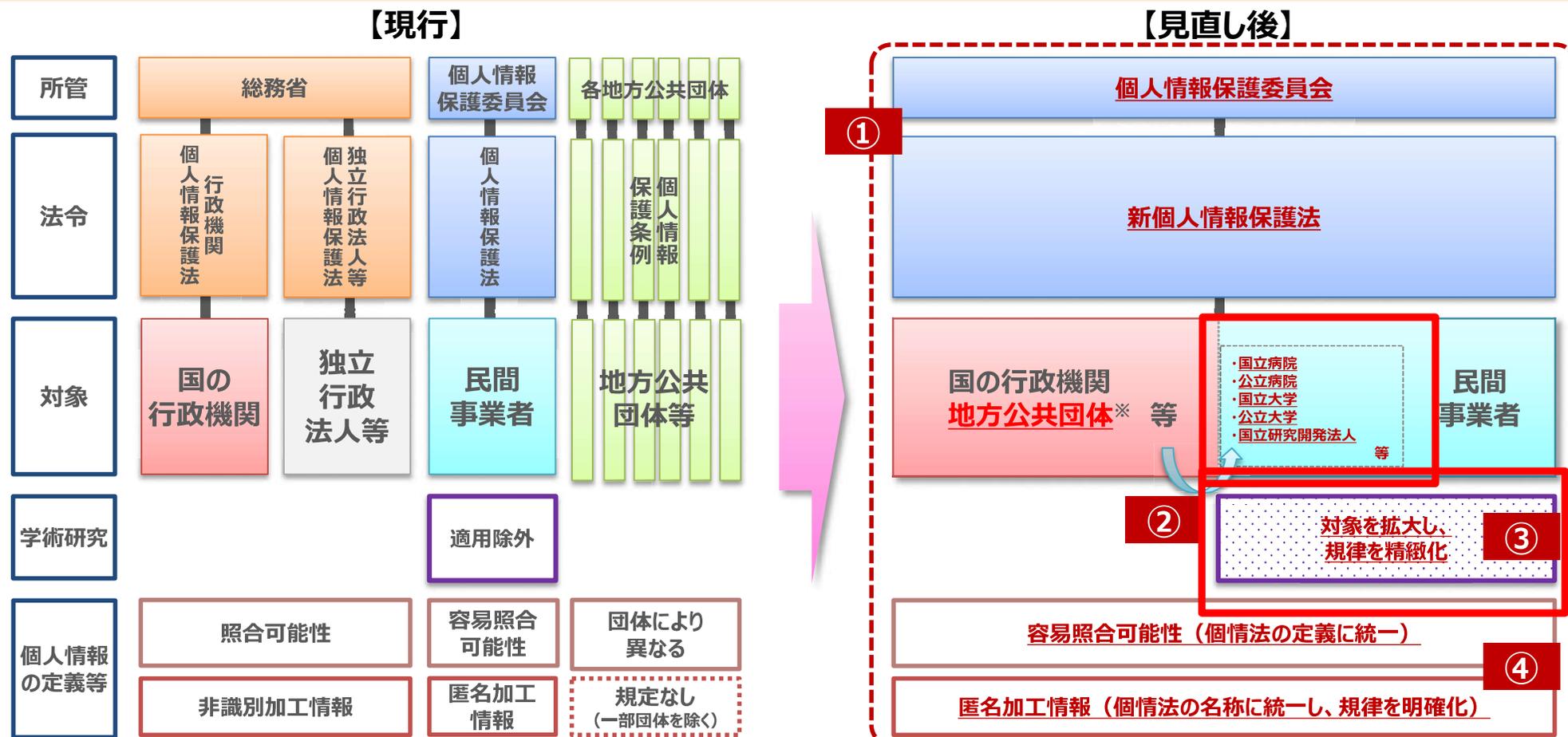
- ・ 自然災害の多い本市にとって業務継続等の観点から職員の執務環境の強靱化を推進することは従前からの課題であり、昨今のコロナ禍により、より問題点が顕在化している状況です。
- ・ また、環境問題への対応としてペーパーレス化への取り組みも求められています。
- ・ 基本方針においては、これらの問題への対応としてニューノーマル環境（仮称）を整備し、執務環境にとらわれない働き方への転換を推進し、ペーパーレス化、業務体制の強靱化を実現することとしています。
- ・ ついては、以下について委員の皆様にご意見を伺います。
 - ①テレワークやペーパーレスへの取り組み事例。
 - ②機密・重要情報を社外へ持ち出し、社外からアクセスする場合の規定や検討事項。
 - ③行政に求める庁舎「外」での取り組み、活動など。

ICTリテラシーの向上について

- 国がデジタル改革を強力に推進する一方で、地方自治体では多様化する行政業務への対応や持続可能な自治体の構築の必要性を考えた組織づくりが求められています。
- そのためには、各職員が既存業務システムの運用管理といった、いわば維持管理の視点から、ICTによる情報化による業務課題の解決（情報化企画）といった利活用の視点にシフトしていく必要があり、併せてICTリテラシーの向上を図っていくことが不可欠だと考えています。
- つきましては、社内や組織におけるリテラシー向上の取り組み事例について、委員の皆様のご経験から包括的にご意見を伺います。

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

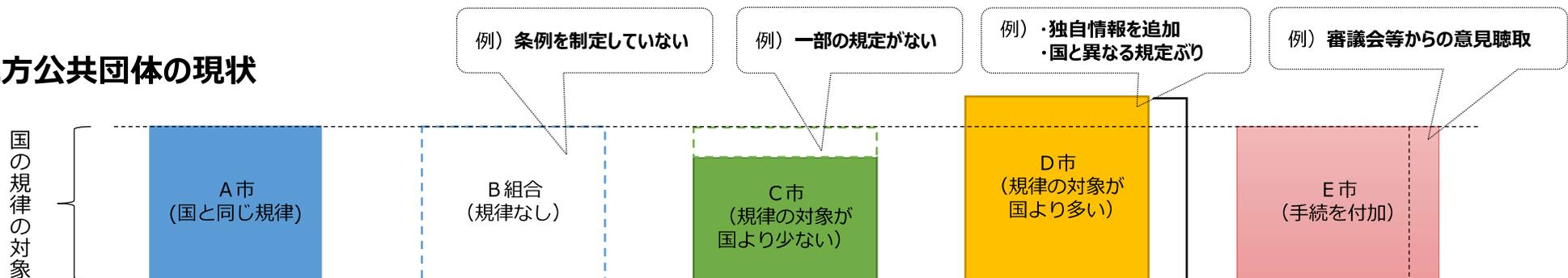
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通） など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出